

諮詢第968号

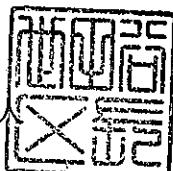
令和4年2月10日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会

会長 山田健太様

世田谷区長

保坂展人



世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮詢します。

記

諮詢事項

令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について

諮詢理由

世田谷区では、平成4年に世田谷区個人情報保護条例を制定して以来、この間、一貫して区民の個人情報の収集、管理並びに利用及び提供について、適正を期してきました。また、区民に対しては、区民の自己に関する個人情報等の開示、訂正等を求める権利を保障してきたところです。

このような中、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正されました。これは、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方自治体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化とするものです。この法改正により地方自治体に影響を及ぼす部分については、令和5年4月1日に施行される予定です。

今般の法改正により、区の個人情報保護制度は大きく転換する必要に迫られることがあるが、法改正の趣旨を踏まえつつも、この間、区として区民の個人情報保護のために積み重ねてきたことを受け止め、信頼される区政の実現を図る必要があるため、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くものです。